

くにも幼稚園預かり保育について

保護者が就労等により家庭で保育ができない場合、早朝や降園後など幼稚園の保育時間外に預かり保育を実施しています。

1. 利用要件 くにも幼稚園児で次のいずれかの「保育を必要とする事由」に該当する場合

① 就労（家庭外）	家庭の外で仕事をしている場合
② 就労（家庭内）	家庭で、児童と離れて日常の家事以外の仕事をしている場合
③ 妊娠・出産	母親が、妊娠中又は出産の前後（8週間）の場合
④ 保護者の疾病・障害	病気等の治療や心身に障害がある場合
⑤ 親族の看護・介護	家庭において、長期にわたる病人の看護や心身に障害のある人の介護をしている場合
⑥ 災害復旧	火災や風水害、地震等により被害があり、家屋の滅失、損壊等の復旧作業を行っている場合
⑦ 求職活動	就職活動、起業準備を行っている場合 （年度当初は2ヵ月間、年度途中は90日以内）
⑧ 就学	就学している場合（職業訓練校等における職業訓練を含む）
⑨ 虐待やDV	虐待やDVの恐れのある場合
⑩ 育児休業取得	既に幼稚園を利用している児童で継続利用が必要と認められる場合（町が必要と認める場合）
⑪ その他	上記の事由に類する状態として町長が認める場合

【保育の必要性の認定基準】

※上記基準の①②については、月当たり52時間以上の就労が必要です。

※申請書提出後も、保育を必要とする事由に変更があった場合、その都度提出をお願いします。

○保育期間 月曜日～土曜日及び春・夏・冬休み（日・祝祭日除く）

○保育時間 ・平日 早朝 午前7時00分～午前8時10分

午後 午後1時30分～午後7時30分

（3歳児は入園後2週間、午前11時30分～預かり保育）

・土曜日、春・夏・冬休み

午前7時00分～午後7時30分（土曜日は午後6時30分まで）

○休日 日曜日、祝祭日、年末年始（12月29日～1月3日）、

お盆（8月14日～8月16日）

○昼食 土曜日、春・夏・冬休みは、弁当持参

○保育料

預かり保育の利用料は、利用日数に応じて（日額450円×利用日数）、最大月額11,300円までの範囲で利用料が無料になります。（※月毎の利用料と上限額を比較して、低い方の金額がその月の無償化される金額となり、利用日数が25日を超えた場合は一部利用料が発生することになりますので、翌月に納付、または利用調整をお願いします。）

※その他：おやつ・教材費等実費負担 月額1,500円

○持ち物 幼稚園の入園説明会時にお知らせします。

2. 利用申し込みに必要なもの

- 子育てのための施設等利用給付認定申請書
- 家族状況等調書
- 保育の必要性を証明する書類（次の表に掲げる書類）

保育を必要とする事由	必要な添付書類
就労	就労証明書 ※自営業の方は、確定申告の写し/開業届の写し/営業許可証の写しのいずれかを添付
妊娠、出産	母子手帳の写し(表紙及び出産予定日の分かるページ)
保護者の病気、障害	診断書、身体障害者手帳の写し
親族の介護、看護	診断書、身体障害者手帳の写し、介護保険被保険者証の写し
災害復旧	罹災証明書
求職活動	求職活動申立書
就学、職業訓練	在学証明書、学生証の写し、受講決定通知書等の写しのいずれか
その他	状況を証明する書類

○一時預かり

くにみ幼稚園児で保護者の仕事や急な病気、私的理由（冠婚葬祭・育児疲れ等）など、一時的に保育が必要な場合に週3日程度利用することができます。

5日程度前（緊急の場合は前日）まで、くにみ幼稚園又は、幼稚園預かり保育に申込みしてください。

- 保育料

平日 1日 300円

土曜日・長期休暇（夏・冬・春休み） 1日 500円

- 利用月の翌月に納付書を発行しますので、役場会計課または町指定金機関で納付をお願いします。

（別途おやつ・教材費 1回 70円、6回以上の場合は 1,500円保護者負担）

